

東北森林管理局保護林管理委員会設置要領

(平成28年2月2日27東計第37号-2)

最終改正 令和2年3月16日元東計第147号

第1 趣旨

「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)第6の1の規定に基づく保護林管理委員会(以下「委員会」という。)を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定める。

第2 所掌事務

委員会は、東北森林管理局管内における保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに緑の回廊を含む保護林に関連する生物多様性の保全についての検討を行う。

第3 組織

- 1 委員会の委員は、森林・林業や自然環境に関する専門家等のうち、森林管理局長が委嘱した者で構成する。
- 2 委員の任期は、委嘱した日から翌年度末とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 70歳以上の委員を新規に任命しない。なお、再任させる際も同様とする。
- 5 必要に応じて委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができる。

第4 運営

- 1 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、議事を統括する。
- 3 委員会は、議事の運営上必要があると認めるときは、委員以外の学識経験者、関係地方公共団体等に対し、委員会への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会は原則公開とする。ただし、委員長は、議事の内容に応じて非公開とすることができる。

第5 事務局

委員会に関する庶務は、東北森林管理局計画課において行う。

第6 朝日山地森林生態系保護地域部会

- 1 第3の5の規定に基づき、朝日山地森林生態系保護地域(以下「保護地域」という。)の管理状況及びモニタリング調査に係る事項について協議し、保護地域

の円滑な保全管理を図るため、朝日山地森林生態系保護地域部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 森林生態系の保護及び入林者のマナーに関する事項
- (2) 保護地域のボランティア巡視等に関する事項
- (3) 保護地域のモニタリングに関する事項
- (4) 保護地域内の人工林の天然林への誘導に関する事項
- (5) その他保護地域の管理に関する事項

3 部会については、第3の規定（ただし、第3の5を除く。）、第4の規定及び第7の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

4 部会に関する庶務は、朝日庄内森林生態系保全センターにおいて行う。

第7 その他

1 森林管理局長は必要に応じ、委員会の委員に意見を求めることができる。

2 国有林野の処分等に伴い、保護林等の区域変更等の検討を早急に行う必要性が生じた場合、書面により委員会の各委員から意見の聴取を行うことができるものとする。

3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（平成28年2月2日27東計第37号-2）

この要領は、平成28年2月2日から施行する。

附則（平成30年3月16日29東計第161号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和2年3月16日元東計第147号）

この要領は、令和2年3月16日から施行する。